

# 屋外広告物等に係る許可等の表示の廃止について (金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正)

## 1 趣旨

金沢市屋外広告物等に関する条例を一部改正し、許可（確認）を受けた屋外広告物等に許可等の証票を張り付ける等の義務を廃止します。

## 2 経緯

現在、許可（確認）を受けた屋外広告物等は、行政による管理のため、許可（確認）を受けた者が証票を屋外広告物等に貼り付ける必要があります。また、3年ごとの許可更新の際にも、あらためて広告物に証票を貼付する必要があるため、広告主に負担をおかけしているところです。

このたび、屋外広告物許可データの電子化が完了し、証票に依らずとも屋外広告物の許可に関する管理が可能となったことから、広告主の負担軽減を目的に、証票の貼付及び許可等の押印・打刻印を廃止します。（導入目標：改正 令和8年6月、施行 同年10月）

許可等の表示が必要な広告物	現在	改正案
はり紙（ポスター等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可等の押印</li> <li>打刻印</li> </ul>	（廃止）
はり紙以外の屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>証票（シール）</li> </ul>	（廃止）

## 3 効果等

- ・ 広告主は屋外広告物に証票（シール）を張り付ける負担がなくなります。
- ・ はり紙等を押印または打刻のため窓口に持参する必要がなくなります。

許可等の押印



打刻印



証票（シール）

